

# 松戸市立金ヶ作中学校いじめ防止基本方針

平成26年 2月17日 策定  
令和 6年 4月 1日 改訂

本校は、いじめ防止対策推進法第13条により、「学校いじめ防止基本方針」を以下のように策定する。

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つ。
- (2) いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行う。
- (3) いじめの問題は、教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題であると理解する。
- (4) 家庭・地域社会など全ての関係者と情報を共有し、連係を図り一体となっていじめの克服に取り組む。

### 2 生徒の責務

- (1) 全ての生徒は、いじめを行ってはならない。
- (2) 全ての生徒は、いじめを認識しながらこれを放置してはならない。
- (3) 全ての生徒は、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する理解を深めなければならない。

### 3 学校及び教職員の責務

- (1) 学校及び学校の教職員は、関係者との連係を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組まなければならない。
- (2) 学校及び学校の教職員は、在籍する生徒がいじめを受けていると思われたときは、適切かつ迅速にこれに対処しなければならない。

### 4 いじめの定義(法2条)

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等 が心身の苦痛を感じているもの。

## 第2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

### 1 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

- (1) 学校におけるいじめ防止等のための組織等
  - ア 「いじめ防止等の対策のための組織」の設置
    - ◎いじめ対策委員会  
〈構成員〉  
校長(総括)、教頭(渉外)、教務主任(調整、記録)、  
生徒指導主任(指導)、学年主任(指導)、養護教諭(支援)  
スクールカウンセラー(支援)、スクールソーシャルワーカー(支援)

○教育相談・生徒指導部会

〈構成員〉

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、  
学年生徒指導担当、長欠・不登校対策委員、養護教諭、  
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

イ 組織の役割

◎いじめ対策委員会

・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・  
実施・検証・修正の中核としての役割

・いじめに対する組織的対応の中核としての役割

○教育相談・生徒指導部会

日常的な生徒観察の集約、欠席傾向からのいじめの発見、  
相談窓口の役割

いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に係わる情報の  
収集と記録、共有を行う役割

ウ 会議の開催

◎いじめ対策委員会

・月1回の定例開催

・いじめの重大事案発生時の緊急会議の実施

○教育相談・生徒指導部会

・週1回の定例開催及び必要に応じて適宜開催

(2) 学校におけるいじめ防止等に関する措置

ア 未然防止

(ア) わかる授業の展開

a 「できるからやる」学習の展開

b 教え、考えさせる授業の展開

c PDCA サイクルを活用した授業づくり

(イ) 道徳授業の充実

a 法やルールの意義や遵守の理解

b 基本的な生活習慣や規範意識、自己肯定感や思いやり等の  
道徳性の育成

c 主体的に判断し、適性に行動できる人間の育成

(ウ) 豊かな人間関係づくり

a Q-U調査を活用した「ルール」と「リレーション」のある  
学級づくり

b 松戸市版「豊かな人間関係づくりプログラム」の活用

c 異学年集団での活動の充実

(エ) 規範意識の育成

a いじめ防止推進法の周知

b ネットリーフレットの活用によるネットいじめ防止の啓発

c 生活規律や学習規律の確立

d 金ケ作中メディアポリシーの配付と周知

- (オ) 生徒会活動を中心とした自発的活動
  - a 「ストップ・ザ・いじめ」子供の心を耕す標語大作戦の実施
  - b いのちを大切にするキャンペーンの取組
  - c 生徒総会や委員会活動でのいじめ撲滅宣言の実施
  - d なくそう「暴力や暴言」キャンペーンの実施
  - e 朝のあいさつ運動の実施
- (カ) 教師の人権意識の向上
  - a いじめ事例研修の実施
  - b 教師の不適切な発言や体罰がいじめを助長することの共通理解
  - c 過度の競争意識等が生徒のストレスを高め、いじめを誘発する可能性があること  
の共通理解
  - d 体罰・セクハラアンケートの実施

## イ 早期発見

- (ア) 定期的なアンケート調査(Q-U調査)
  - a 毎月1回のいじめアンケート調査
  - b 1学期末:生活アンケート  
2学期末:保護者による学校評価、生活アンケートの実施
  - c Q-U調査を実施する

## (イ) 教育相談

- a 教育相談週間の実施(4月、8月、11月)
- b 保護者を含めた三者面談、二者面談の実施(夏休み中)
- c 日常の教育相談の充実及び「話す勇氣」を持つ指導の充実

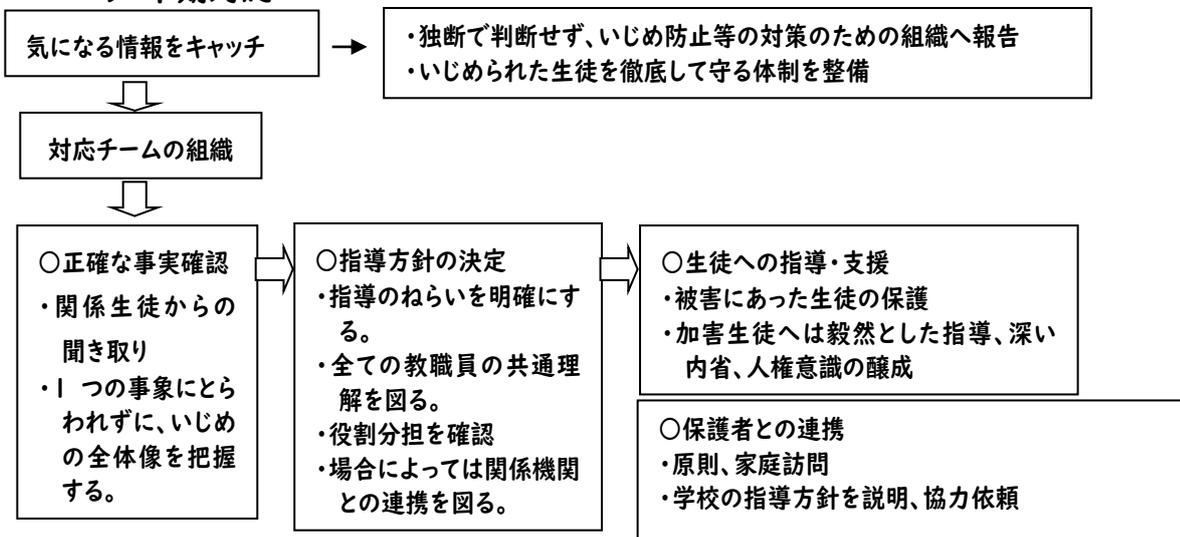
## (ウ) 生徒観察

- a 学年会等での情報交換の充実
- b 昼休みや休み時間における人間関係の把握

## (エ) 相談窓口の周知

- a 学校の相談窓口担当者プリントにて担当と周知
- b いじめ相談専用ダイヤルカードの配付

## ウ 早期対応



(ア) 対応チームの発足

- a 「いじめ防止等の対策のための組織」を中心に、対応チームを発足する。
- b 対応チームのメンバーは学年職員、部活動顧問等、適切な対応ができるように、柔軟に構成する。

(イ) 正確な事実確認

- a 1つの事象にとらわれずに、いじめの全体像を把握する。
- b 複数名で聞き取りを行う。
- c いじめた生徒がいじめられた生徒や通報者に圧力をかけることのないように配慮する。

(ウ) 指導方針の決定

- a 指導のねらいを明確にする。
- b 全教職員の共通理解を図り、役割分担を確認する。
- c 場合によっては関係機関（警察、児童相談所等）との連携を図る。

(エ) いじめられた生徒への支援

- a 徹底して守り抜くことを本人・保護者に伝える。
- b 対応について説明し、不安な点を聞き取り対応策を示す。
- c 表面的に解決したと判断せず、支援を継続する。

(オ) いじめた生徒への指導

- a いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- b 自分はどうすべきだったのか、これからどうしなくてはならないのかを内省させる。
- c 保護者には事実を説明する。
- d 学校による指導で改善が見られない場合は、懲戒や出席停止等適切な措置を講じる。その際に、保護者の理解を十分に得るように留意する。

(カ) 観衆、傍観者への指導

- a いじめは学級や学年集団全体の問題として対応する。
- b いじめは絶対に許されない行為であるということ、いじめ根絶に本気で取り組む姿勢を生徒に示す。
- c 人権意識の醸成を図る。

エ 継続支援

(ア) チームによる見守り

- a いじめられた生徒に安心感を与え、心のケアを行う。
- b 教職員がシフトを組み、隙のない体制で見守りを行う。

(イ) 定期的な個人面談

- a いじめ解決から断続的に個人面談を行い状況を把握する。
- b スクールカウンセラーによる、面談を実施する。
- c スクールソーシャルワーカーによる、面談を実施する。

(ウ) 家庭への定期連絡

- a 生徒との面談後、面談の結果や教師から見た学校の様子等を家庭に連絡する。
- b 家庭での様子等を聞き、寄り添う姿勢を伝える。

(エ) 進級、進学にともなう引継ぎ

- a 情報共有のもと、生徒間の人間関係等の引継ぎを確実にを行う。
- b 進学に際しては、卒業前に加害者、被害者生徒ともに綿密に卒業後の指導を行う。

オ 家庭、地域等との連携

(ア) 家庭との連携

- a 学校基本方針等について保護者に周知し、理解を得る。また、日頃より情報共有しやすい関係を築く。

b いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を保護者に示し、すみやかに学校に相談するよう啓発する。

(1) **保護者と教職員の会**や地域との連携

a 学校基本方針等について地域に周知し、理解を得る。また、情報が入りやすいように日頃より連携をすすめる。

b 「**保護者と教職員の会**」の**学級代表**といじめ問題について、協議する機会を設ける。

カ 関係機関との連携

(ア) 教育委員会との連携

a 問題解決に向けて指導助言等必要な支援を受ける。

b 相談電話が入った場合等は情報提供を求める。

c いじめの状況について報告し、情報を共有する。

d 出席停止措置について協議する。

(イ) 子ども家庭相談課、松戸市少年センターとの連携

a 問題解決に向けて指導助言等必要な支援を受ける。

b 相談電話が入った場合等は情報提供を求める。

c 生活環境に問題がある場合には、情報提供をし、民生児童委員も含め協力して、生活環境の改善を図る。

(ウ) 警察との連携

a いじめが暴力行為や恐喝等、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や東葛少年センターに相談し、連携を図る。

b 所轄の警察署との連携を図るため、定期的にはまたは必要に応じて、相互協力する体制を整えておく。

<関係機関一覧> ※事案によっては、下記関係機関以外との連携もある。

関係機関名	連絡先電話番号
松戸市教育委員会児童生徒課	047-366-7461
松戸市子ども家庭相談課	047-366-3941
松戸市少年センター	047-366-7464
松戸東警察署	047-349-0110
柏児童相談所	04-7131-7175
東葛少年センター	04-7162-7867

## 2 重大事態への対処

### (1) 重大事態とは

a 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

b 相当の期間(年間30日)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

c 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し出があった場合

### (2) 重大事態の対処

a 重大事態が発生した旨を、教育委員会指導課へ速やかに報告する。

b 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

c 組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

d 調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

e 調査結果を、教育委員会児童生徒課へ報告する。

### 3 学校いじめ防止基本方針やいじめについての取組の点検・評価・公表

#### (1) 学校いじめ防止基本方針について

- a いじめの防止のための組織を中心に、全教職員で基本方針の点検や見直しを行う。
- b 学校ホームページで公表する。

#### (2) いじめについての取組について

- a 学校評価を活用し、いじめ防止の取組について、生徒、教職員、保護者が評価する。
- b 評価結果の分析に基づき、取組の改善を図る。
- c 評価結果を公表し、生徒、保護者、地域へと周知する。